

# 国保の広場

市民課国保医療班  
☎ 30-0222

ご利用ください

## 骨密度測定会&ナトリウムとカリウムの比率測定会

骨密度測定は自覚症状として現れにくい分、骨密度測定で健康状態を把握しながら、健康の維持・増進・改善に取り組みましょう。

骨の健康状態は自覚症状として現れにくい分、骨密度測定で健康状態を把握しながら、健康の維持・増進・改善に取り組みましょう。

ナトリウムとカリウムの比率のことで、値が小さいほど、食塩の体への害を防ぐといわれています。

骨密度とあわせ、定期的に測定することで、健康的に過ごすことができます。



骨密度測定会



ナトリウムとカリウムの比率測定会

2月の骨密度測定会&ナトリウムとカリウムの比率測定会

日時 27日(日) 14時～15時  
場所 福祉保健センター

※右足くるぶしで測定しますので、素足になりやすい服装でご参加ください。

お忘れなく

## 特定健診と保険料の納付

特定健診・人間ドックの追加健診のご案内

特定健診は、生活習慣の改善を促し、高血圧症・脂質異常症・糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的に、40歳～74歳の国保被保険者を対象として、毎年実施しています。

納付書や口座振替で納めている方は、2月28日(木)が最終の納期限となりますので、忘れずに納付をお願いします。

後期高齢者医療保険料の納め忘れがないか、今一度ご確認ください

追加の特定健診および人間ドックを、2月末まで実施していますので、まだ受けていない方はぜひ医療機関にお申し込みください。健診は今の健康状態を把握できるだけでなく、健康の維持、増進にもつながることができます。



「ジエネリック医薬品に  
関するお知らせ」の  
はがきをお送りします

11月中に支払われた薬剤について、ジエネリック医薬品へ変更した場合、自己負担額が1カ月に500円以上減少となる方を対象に、「ジエネリック医薬品に関するお知らせ」のはがきを郵送します。

ジエネリック医薬品については、医師、薬剤師等にご相談ください。

## 国民健康保険税の最終納期限は2月28日です

期限内の納付にご協力ください

期限を過ぎてしまった納付書は、コンビニで納付することはできません。

また、納付が遅れると、納付するまでの日数に応じて、延滞金が増算されます。期限内の納付にご協力をお願いします。

納税の相談はお早めに

納付が遅れている場合には、早めにご相談ください。次の年度に持ち越すと、ますます納付が困難になります。ご相談の際は、納付が遅れている事情が分かる書類等をなるべくお持ちください。

☎ 税務課 納税対策室 ☎ 30-0215

## 年金からの特別徴収について 国民健康保険税が仮徴収されます

平成28年度国民健康保険税が特別徴収(年金天引き)されている方は、平成29年度国民健康保険税が仮徴収されます。仮徴収は、4月・6月・8月に年金から天引きされ、徴収額は平成29年2月の特別徴収と同額です。

※本徴収の額は、7月本算定時に確定します。年税額から仮徴収税額を差し引いた額が、10月以降の本徴収の納期に振り分けされます(仮徴収税額が年税額より多かった場合は還付されます)。

特別徴収対象者の納付月 ○仮徴収 ●本徴収

平成29年度						
支払い月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
特別徴収	○		○		○	
普通徴収				●	●	●
支払い月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	●		●		●	
普通徴収	●	●	●	●	●	

## 特別徴収から普通徴収への変更は要件を満たすことが必要です

下記の要件をすべて満たしている方に限り、国民健康保険税の徴収方法を特別徴収(年金天引き)から普通徴収(口座振替)に変更することができます。希望される方は、税務課課税班へお申し込みください。

なお、変更後に要件が満たされなくなった場合は、再び特別徴収に変更させていただくことがありますので、ご了承ください。

### 普通徴収への切り替え要件

- 1 今後の納付方法を口座振替にされる方
  - 2 過去2年間において国民健康保険税の未納がない方
- ※上記①②の両方を満たす必要があります。

### 申請に必要なもの

- 1 被保険者証
- 2 印鑑(認め印)
- 3 口座振替を申し込みでない方は、口座振替を申し込み後の申請となります。ご利用になる金融機関へ「口座振替依頼書」を提出し、その口座振替依頼書の本人控え(金融機関の受付印のあるもの)をお持ちください。

☎ 税務課 課税班 ☎ 30-0213

### 国民健康保険税の滞納が続くと...

納付期限後も納めずにいると...

有効期限が1年間の被保険者証に代わり、短期被保険者証※1が交付されます。



納付期限から1年を過ぎると...

短期被保険者証を返還していただきます。代わりに、資格証明書※2が交付されます。

※1 有効期限が通常より短い被保険者証です。

※2 病院、薬局などの窓口で、医療費をいったん全額自己負担(通常の約3倍)していただくこととなります。支払った医療費の一部については後ほど給付されますが、申請手続きが必要です。